

「第2次飯塚市健康づくり計画」及び「第2次飯塚市自殺対策計画」

策定業務委託

質問及び回答

	質問事項（原文のまま転記）	回答
1	<p>①4. 参加資格について</p> <p>福岡県内に本社、本店、支社、支店などの事業所を開設していることありますが、契約行為ができる営業所が条件になりますでしょうか。</p> <p>福岡県に営業の職員が常駐する営業所を置いていますが、あくまで営業所としての機能のみの形となり契約行為等できる営業所ではない形になりますが参加資格を満たすでしょうか。</p> <p>②仕様書にある別紙1、別紙2とはどの資料を指すのでしょうか。</p>	<p>①実施要領「4.参加資格 (9) 福岡県内に本社、本店、支社、支店などの事業所を開設していること」とありますが、ここでいう「事業所」とは登記された支社や支店に限らず、登記を要しない営業所も含まれます。ただし、その場合における契約行為については、本社や本店などにおける代表者が支店長や営業所長にその行為を委任する必要が生じます。従いまして、実施要領「9.参加表明書等の提出 (5) 提出書類 ①委任状（任意様式）※支店・営業所等を代理人とする場合」でお示ししているように、委任状の提出が必要となります。以上の要件を満たせば、営業所であっても参加資格は有することになります。</p> <p>②大変失礼しました。仕様書中「4.業務概要」にあります『第1次飯塚市健康づくり計画』（別紙1）及び『第1次飯塚市自殺対策計画』（別紙2）に基づき、発注者と綿密な協議を行うこと』については、ホームページ （https://www.city.iizuka.lg.jp/hoken-c/proposal/proposalplankenkousuicide.html） 「実施要領等関係書類」の項に『第1次飯塚市健康づくり計画』（別紙1）』『第1次飯塚市自殺対策計画』（別紙2）』としてそれぞれ掲示すべきでした。 内容としては同ホームページ下部にあり</p>

		<p>ます「参考資料」における「飯塚市健康づくり計画」および「飯塚市自殺対策計画」と同じものとなります。</p> <p>今回のご指摘を受けて、ホームページ「実施要領等関係書類」の項に『第 1 次飯塚市健康づくり計画』（別紙 1）』『第 1 次飯塚市自殺対策計画』（別紙 2）』として追加しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
--	--	---